



報道関係者 各位



平成 31 年 1 月 31 日 (木)

【照会先】

雇用環境・均等部企画課

企画課長 服部 善寛

課長補佐 柴田 直彦

(代表電話) 052(972)0252

特別プログラム「A I C H I W I S H」の取組状況について

愛知労働局（局長 高崎真一）では、企業の実情に応じた「働き方改革」を進めることにより「魅力ある職場づくり」を実現し、職場環境や待遇の改善などから人材の確保にも繋がっていくように、その後押しをするための特別プログラム「A I C H I W I S H」を実施しておりますが、その取組状況についてお知らせします。

取組の状況

- 1 「A I C H I W I S H」を使った求人充足サービスの事例について
- 2 「A I C H I W I S H企業」認定について
- 3 「働き方改革」推進企業について

1 「A I C H I W I S H」を使った求人充足サービスの事例について

【事例紹介】

「A I C H I W I S H企業」社会福祉法人 慈雲福祉会

介護事業は高齢化で需要が伸び続けている一方で、人手不足が深刻な問題となっています。そんな中、業務の効率化や省力化、生産性向上に向け介護現場の I C T 化を積極的に推進し、スタッフが快適に働ける職場環境づくりに取り組んでいる企業に対する求人充足サービスの実施状況です。

2 「A I C H I W I S H企業」認定について

新たな企業認定 1 4 企業（1 月 2 0 日現在 7 3 企業）

3 「働き方改革」推進企業について

新たな企業認定 1 5 企業（1 月 2 0 日現在 1 3 4 企業）

「AICHI WISH」を使った求人充足サービスの事例紹介

「AICHI WISH企業」➡ 働き方改革に関する設備投資及び託児所の設置★★★

社会福祉法人 慈雲福祉会

業種：社会福祉施設（老人介護・障害者等）
従業員：約300名

1 企業が抱える問題



- ① 少子高齢化や女性の社会進出によるライフスタイルの変化などで、子が親を介護することが難しくなり介護施設を利用するニーズが高まり人材確保が課題。
- ② 介護施設での勤務は、夜勤や重労働の業務があり妊婦や子育てをするには不向きな業界だというイメージが強く人材が思うように集まらない。
- ③ 介護の現場では、介護記録や引継ぎ書類の作成は手作業で行われており、介護保険請求などの事務業務に時間がかかり本来のケアに十分な時間がとれない。



【特別養護老人ホーム】
ウェルコートみづほ



2 企業トップの決断



働くスタッフ全員が快適に働ける職場環境を目指す！

➡ 「誰もが笑顔で自分の人生を楽しめる」そんな職場であれば人材を確保でき、さらに「より良いケア」につながっていく！

① 勤怠管理システムを導入し管理部門の生産性を向上！

- 勤怠管理システムを導入しスタッフの勤怠管理を集計。給与計算もできるため管理部門の事務を効率化させ労働時間を削減するとともにペーパーレス化によるコストも削減。



勤怠管理システム

② 施設内のICT化、介護ロボット導入で介護現場の生産性向上！

- 介護記録や引継ぎ書類の作成を電子化（iPad）することで、短時間での処理が可能。また、介護ロボット（見守り支援）導入で、夜間巡回業務が軽減されスタッフの肉体的、精神的負担が緩和されたことにより業務の効率化が図られ、空いた時間をケアに回すことで生産性が向上。



施設内のICT化

③ 人材育成に力を入れ、優秀な人材を確保！

- 導入した介護機器等を全スタッフが正しく使用できるよう、定期的な講習会を開催。また、介護業界を知り尽くした当法人のスタッフが講師となり介護福祉国家試験の対策勉強会を開催し試験突破までサポート。



教育研修制度

④ 運営する高齢者施設内に保育所を設置し職場定着！

- 職場で子供を預けられることで、安心して仕事に打ち込める。また、育児短時間勤務制度を活用し、通常の勤務時間から最大2時間まで短縮可能。（子供が満3歳になるまで取得可能）



施設内保育所

3 「AICHI WISH」の求人充足サービス

【9月28日】AICHI WISHの認定申請

- ハローワークに求人募集をするとともに勤怠管理システム導入による生産性向上及び施設内保育所を設置したことにより「AICHI WISH」の認定申請を行う。

【11月16日】優遇求人充足サービス

- 「AICHI WISH企業」として認定し、事業所アピールシートや事業所情報を求人検索機等に掲載。また、尾張一宮駅前ビルで開催（11月16日）した就職支援フェアinいちのみや合同企業面接会へ参加。

【1月20日】ハローワークの支援で必要な人材の確保に繋がる

- 認定前の応募者は数名であったが、**認定後13名の応募があり、4名を採用。**引き続き支援を実施（2月27日開催予定の「AICHI WISH」の認定企業に対する面接会に参加予定。）

働き方改革を頑張る
中小企業を支援します！



※ 「時間外労働等改善助成金」（時間外労働上限設定コース）について

応援レシピNO.94でも紹介しています！

時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることを目的とする助成金です。

対象

中小企業事業主

（ただし、平成28年度または平成29年度において、36協定の限度時間基準を超える内容の協定を締結していたなどの条件があります。）

支給対象となる取組の例

- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- テレワーク用通信機器の導入・更新
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

（原則として、汎用性のあるパソコン、タブレット、スマートフォンの導入のみは対象とならないなどの条件があります。）

取組による成果目標をたてましょう

支給対象となる取組は、「成果目標」の達成を目指して実施しましょう。

成果目標の例

36協定の時間外労働時間数を短縮して、月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定して監督署へ届出た。 など

助成額の例

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額の例（いずれか低い額）

- 対象経費合計額の5分の4
- 1企業あたり上限200万円

（上記は一例であり、助成額の決定には、さまざまな要件があります。）

当該助成金の概要は上記のとおりですが、助成金受給には一定の要件がありますので、詳細につきましては、愛知労働局雇用環境・均等部企画課助成金担当Tel.052-857-0313まで、お問い合わせください。

人手不足・社員の定着でお悩みの事業主様！

介護現場と記録業務の一体化



～時短・生産性を向上させる工夫～

① 従業員の長時間労働を解消するために良い方法はないものだろうか。

特にどのような作業に時間がかかっているのですか。

② 介護記録の作成や引継ぎ書の作成に時間がかかっているんじゃないかな。パソコンにソフトが入っているんだけど、事務所に戻ってから入力をする必要があるし、うちは職種も多いから、統一的な入力が難しい・・・。

ケアマネ、看護師、栄養士など・・・

③ それでしたら、クラウドを利用した介護記録システムを導入してみてはどうでしょうか。リアルタイムに記録、閲覧ができるため、申し送り時間の短縮や職種ごとの入力も統一でき、業務効率化になりますよ。

システム導入には助成金も活用できますよ

そんなことができるのか！

④ クラウド型の介護記録システムを導入し、記録業務を一元化したところ、速やかな申し送りが可能となりました。また、タブレット端末を利用することで介護現場と記録業務を一体化することができ、労働時間削減につながりました。

現場の介護と記録業務の一体化により生産性向上

取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」

「36協定上限引下げ★+設備投資★★★」に該当

業種：介護業 従業員数：75名

施設には介護記録ソフトが導入されているが、パソコンがある事務所に戻って入力する手間があった。また、ケアマネージャー、介護職員、看護師、栄養士などがそれぞれに別の記録を作成していたため、職員間での記録を共有できる仕組みが必要と感じていた。

<クラウドを活用した介護記録システムの導入※>

- 各職員にタブレットを配付し、職員は介護現場にいながら記録作成が可能となった。
- 介護記録システムはチェックリストに入力する形式となっており、誰でも直感的な操作で統一的な入力が可能となった。
- クラウドにより記録のリアルタイム閲覧可能となった。



【システム導入費用を助成！】

- 時間外労働等改善助成金**
- <時間外労働上限設定コース>
- 助成率上限 **80%**
- 助成額上限 **200万円**

◆助成金等には成果目標の達成状況等、一定の要件があります。

- ・新システム導入により、記録作成業務、引継ぎに要する時間が短縮され、残業時間が削減された。これにより、36協定の上限を引き下げた*。
- ・チェックリスト形式で個々の利用者のケア内容を確認できることから、ケア自体の確認漏れを防ぐようになり、利用者の満足度が向上した。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター(平成30年度実施機関:愛知県社会保険労務士会)」で相談を受け付けています。

■ 本 部:名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所:豊橋市花田町字石塚42-1(豊橋商工会議所内)

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com